

平成26年第2回砂川市議会定例会  
予算審査特別委員会

平成26年6月9日（月曜日）第1号

開会宣告

正・副委員長の互選

開議宣告

議案第 3号 砂川市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について

議案第12号 砂川市過疎地域自立促進市町村計画の変更について

議案第 4号 定住自立圏の形成に関する協定の締結について

議案第 5号 定住自立圏の形成に関する協定の締結について

議案第 6号 定住自立圏の形成に関する協定の締結について

議案第 7号 定住自立圏の形成に関する協定の締結について

議案第 8号 定住自立圏の形成に関する協定の締結について

議案第 9号 定住自立圏の形成に関する協定の締結について

議案第10号 定住自立圏の形成に関する協定の締結について

議案第11号 定住自立圏の形成に関する協定の締結について

議案第 1号 平成26年度砂川市一般会計補正予算

議案第 2号 平成26年度砂川市介護保険特別会計補正予算

散会宣告

○出席委員（12名）

委員長 辻 勲 君

委員 一ノ瀬 弘 昭 君

増 井 浩 一 君

多比良 和 伸 君

小 黒 弘 君

尾 崎 静 夫 君

副委員長 増 山 裕 司 君

委員 飯 澤 明 彦 君

水 島 美 喜 子 君

土 田 政 己 君

北 谷 文 夫 君

沢 田 広 志 君

（議 長 東 英 男）

○欠席委員（0名）

○ 予算審査特別委員会出席者 ○

1. 本委員会に説明のため出席を求めた者

砂 川 市 長 善 岡 雅 文

- |                                |       |
|--------------------------------|-------|
| 砂川市監査委員                        | 奥山昭   |
| 2. 砂川市長の委任を受け説明のため出席する者        |       |
| 副市長                            | 角丸誠一  |
| 総務部 兼 会計管理 部長                  | 湯浅克己  |
| 総務課 部長                         | 安田貢治  |
| 市長公室課 部長                       | 福士勇弘  |
| 政策調整課 部長                       | 熊崎一修  |
| 政策調整課副審議監                      | 為国一興  |
| 税務課 部長                         | 峯田和哲  |
| 会計課 部長                         | 福井生豊  |
| 市民部 部長                         | 高橋正人  |
| 市民生活課 部長                       | 東藤恭史  |
| 社会福祉課 部長                       | 近藤恭史  |
| 兼 子ども通園センター 所長                 |       |
| 介護福祉課 部長                       | 中村一久  |
| 兼 ふれあいセンター 所長                  |       |
| 経済部 部長                         | 佐藤進巳  |
| 経済部 審議監                        | 田伏清   |
| 商工労働観光課 部長                     | 河原希之也 |
| 農政課 部長                         | 小林哲信  |
| 建設部 部長                         | 古木信政  |
| 建設部 技監                         | 山梨政宏  |
| 土木課 部長                         | 荒木政武  |
| 建築住宅課 部長                       | 佐藤武秀  |
| 建築住宅課副審議監                      | 金丸秀樹  |
| 病院事務局 部長                       | 氏家実彦  |
| 管理課 部長                         | 渋谷和彦  |
| 管理課副審議監                        | 渋谷正人  |
| 経営企画課 部長                       | 山田基博  |
| 医事課 部長                         | 朝日紀博  |
| 地域医療連携課 部長                     | 細川仁弘  |
| 診療情報課 部長                       | 山川和弘  |
| 附属看護専門学校副審議監                   | 佐々木裕二 |
| 3. 砂川市教育委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者 |       |
| 教育長                            | 井上克也  |

教 育 次 長	和 泉 肇
兼 ス ポ ー ツ 振 興 課 長	
学 務 課 長	大 西 俊 光
社 会 教 育 課 長	
兼 公 民 館 長	山 下 克 己
兼 函 書 館 長	
学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長	橋 加 奈 子

4. 砂川市監査委員の委任を受け説明のため出席する者

監 査 事 務 局 局 長	中 出 利 明
---------------	---------

5. 砂川市選挙管理委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者

選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	湯 浅 克 己
-----------------------	---------

選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 次 長	安 田 貢
-------------------------	-------

6. 砂川市農業委員会会長の委任を受け説明のため出席する者

農 業 委 員 会 事 務 局 長	佐 藤 進
-------------------	-------

農 業 委 員 会 事 務 局 次 長	小 林 哲 也
---------------------	---------

7. 本委員会の事務に従事する者

事 務 局 長	河 端 一 寿
---------	---------

事 務 局 次 長	高 橋 伸 二
-----------	---------

事 務 局 主 幹	佐 々 木 純 人
-----------	-----------

事 務 局 係 長	杉 村 有 美
-----------	---------

開会 午後 1時47分

◎開会宣告

○議長 東 英男君 ただいまから予算審査特別委員会を開きます。

◎正・副委員長の互選

○議長 東 英男君 お諮りします。

正副委員長の互選については、慣例により私から指名することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、私から指名します。

予算審査特別委員長には辻勲委員、同副委員長には増山裕司委員を指名します。

休憩 午後 1時47分

〔委員長 辻 勲君 着席〕

再開 午後 1時48分

○委員長 辻 勲君 ここでお諮りします。

本日の委員会に村上新一氏から委員会傍聴の申し出がありました。このことについて許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、委員会傍聴を許可することに決定しました。

暫時休憩します。

休憩 午後 1時48分

再開 午後 1時49分

◎開議宣告

○委員長 辻 勲君 直ちに議事に入ります。

○委員長 辻 勲君 本委員会に付託されました議案第3号 砂川市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について、議案第12号 砂川市過疎地域自立促進市町村計画の変更について、議案第4号 定住自立圏の形成に関する協定の締結について、議案第5号 定住自立圏の形成に関する協定の締結について、議案第6号 定住自立圏の形成に関する協定の締結について、議案第7号 定住自立圏の形成に関する協定の締結について、議案第8号 定住自立圏の形成に関する協定の締結について、議案第9号 定住自立圏の形成に関する協定の締結について、議案第10号 定住自立圏の形成に関する協定の締結について、議案第11号 定住自立圏の形成に関する協定の締結について、議案第1号 平成26年度砂川市一般会計補正予算、議案第2号 平成26年度砂川市介護保険特別会計補正予算の12件を一括議題とします。

お諮りします。審査の方法としては、まず予算先議議案の審査を行い、次に一般会計を行うこととし、歳出を款、項ごとに、続いて地方債補正及び歳入の審査の順で行い、次に特別会計の歳入歳出を一括審査する方法で進みたいと思います。このことに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、そのように進めてまいります。

初めに、議案第3号 砂川市体育施設条例の一部を改正する条例の制定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

土田政己委員。

○土田政己委員 それでは、体育施設条例の一部改正について質疑をさせていただきますが、今回は利用者の負担軽減、そして利用しやすい料金設定に改定する条例改正ですので、これは大変結構なことなのですが、私がお伺いしたいのは、最近子供の体力が非常に低下をしている。前回は総務文教委員会に報告ありましたが、そういう状況がある中で子供の体力を向上させるという観点から、今回の改定の際に市内の小中学生あるいは中学生、あるいは小学生まででも結構なのですが、無料にするという考え方は、そしてスポーツ振興して体力向上させるという考え方は全く議論されなかったのかどうか、まずその辺についてお伺いします。

○委員長 辻 勲君 教育次長。

○教育次長 和泉 肇君 今回の改正を考えるに当たりましては、直近で平成17年に現在の料金に移行しているわけですが、その後特に一般の利用者の方が大幅に減ってきた状況があります。小中学生、高校生につきましては、平成17年以降も大きく利用の状況は変わっていないということも踏まえまして、まずは一般の利用者の方を呼び戻すというようなことを発想として検討に入っておりますので、今回の検討する中では小中学生、高校生をさらに減額しようということは検討してございませんでした。

○委員長 辻 勲君 土田政己委員。

○土田政己委員 これは、市内の小中学生の、先ほど言いましたように体力が全国平均よりもすごく低下をしているという状況があるとすれば、教育委員会としてこの向上対策の一つとしてやっぱり体育館なり、海洋センターを利用しやすくして、それでスポーツ教室なり、スポーツ活動、スポーツ振興なりに取り組んでいくことが必要でないかというふうに思うのですが、今回検討されなかったというのは非常に残念なことだなというふうに考えます。

もう一つは、スポーツ振興に当たって、今の子供たちの体力向上と同じようなことにもつながるのですが、地域のスポーツクラブだとか一生懸命地域のスポーツ振興に努力している団体に対する軽減策というのを、ゆうなんかはそういう割引の料金があるので

すけれども、そういうのは検討されなかったのか。市内のことに限ってですよ。市内の人に限って、そういうスポーツ振興に当たる場合には大いにそういうスポーツ団体が子供たちを一生懸命いろんなスポーツ練習させたり、あるいは体力向上をやらすために体育館、海洋センター使うときの利用料金を減額してあげる、安くしてあげるというような状況は検討しなかったのかどうか、その点についてもお伺いします。

○委員長 辻 勲君 教育次長。

○教育次長 和泉 肇君 今回の改正に当たりましては、そういうスポーツに携わる皆さんがひとしく安い料金でまずは使用していただけるということを目指した改正でございます。今現在、総合型のスポーツ振興クラブも市内で進んでおりますけれども、特定の団体などを想定した中での検討は今回につきましてはしていない状況でございます。

○委員長 辻 勲君 土田政己委員。

○土田政己委員 今回特定の団体を想定していないというのですが、しかし少年のスポーツを振興するそういう団体もできてきて、子供たちを何十人も連れて運動強化をしたり、そして体力強化をするのに、これ何十人も連れてくると1人60円でもすごい金額になるのです。そういう団体が一生懸命子供たちを、雨降らなければ屋外で練習なんかできるのですけれども、雨降りなんかは体育館とか海洋センターを利用するという状況のときに、やはり地域のスポーツ振興に努力している、そういう団体には割引制度などもぜひ検討してほしいかなというふうには私は思うのです。この体育館については採算性が合うとか何とかの問題ではないので、料金で賄うというようなことではなくて、やはり市民の体力向上とスポーツ振興をしていくための状況なので、その辺についてもぜひ本当は検討してほしいかなと、今回の改定の中では。そして、本当に具体的に、今特に一般の方もそうですけれども子供たちがスポーツ離れとか、そういう状況があって、体力が物すごく落ちていると。特に北海道の場合冬場があって、屋外でスポーツができないという状況のもとでは屋内体育施設を活発に使ったそういう運動、あるいはスポーツが本当に必要ですし、その辺にやっぱり教育委員会としての施策も考えていかれたほうがよかったのではないかなというふうに思いますが、今後はそのようなことを検討するお考えは全くないのかなのかをお伺いします。

○委員長 辻 勲君 教育次長。

○教育次長 和泉 肇君 スポーツ活動に対する使用料の取り扱いということであれば減免制度のあり方ということになっていこうかと思えます。それにつきましては、減免の基準につきましては、今回の条例改正ということではございませんけれども、今後のスポーツ振興のための、各団体の活動状況なども勘案しまして検討する課題としてまいりたいと考えております。

あと1点、子供のための体力増進ということにつきましては、当然スポーツ施設であります総合体育館の活用もそうですけれども、基本的にはまず学校教育の中で、その中の体

育指導の中で取り扱った上で、その連携も図りながら総合体育館、スポーツ振興課として  
どういことができるのかということにつきましては、教育委員会といたしましても十分  
課題と考えてございますので、今後検討してまいりたいというふうに考えております。

○委員長 辻 勲君 土田政己委員。

○土田政己委員 今後検討するということですから、ぜひ検討していただきたいのですが、  
私たちの地域でも新たに5月から総合型地域スポーツクラブが誕生して、今もうまちから  
もたくさんの子供たちも来て今までやっているのですが、やっぱり雨降りなんかは大変な  
ので、本当は旧一の沢小学校の体育館が使えるばよかったのだけれども、使えなくなって  
しまったので、総合体育館か海洋センターを使うしかないのですけれども、そういう点で  
はそういう努力されている皆さんに対する減免制度をぜひ検討していただきたいとい  
うことを申し上げて、終わります。

○委員長 辻 勲君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 本当は総括なのかもしれないのですけれども、今回利用料の減額とい  
うことで、まずは設定の根拠というのは若干触れられていたのですけれども、もうちょっと  
具体的に。周辺から比べると大分高かったです、今まで。設定されていく上での根拠と、  
それから平成24年度では6万人強利用されて、利用料も、使用料と言ったほうがいいの  
かな、600万ほどになっていたのですけれども、これが今回のこの改正でどのぐらいに  
なっていくのか教えてください。

○委員長 辻 勲君 教育次長。

○教育次長 和泉 肇君 まず、設定の根拠ということでございます。基本的な考え方  
といたしましては、使用料については2割減額をしたいと。2割を減額するという基本的な  
考えなのですけれども、一般の使用料につきましては近隣と比べてかなり高い状況にな  
っていると。2割以上下げること検討しなければならないということから、一般の使用料  
につきましては近隣の各体育館の施設の使用料状況を勘案して150円という設定にさせ  
ていただきました。

それと、使用料の年間の額で今600万ほど総合体育館につきましては収入がございま  
すけれども、今回利用人数が同じという前提で申し上げますと約200万ほど減額になる  
予定でございます。

○委員長 辻 勲君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 砂川の場合は、外の場合はナイターや何かは別にして無料にしてい  
て、室内は大分下げたのだけれども、有料というふうに。周辺のまちを勘案したとい  
うことになっていくのですけれども、先ほど土田委員のお話にもあったのだけれども、  
例えば奈井江なんかは今大人の方は120円。ただ、例えば砂川の市民が奈井江の体育館  
を利用すると、50%増しだから180円になるのです。さっきの話ではないのです  
けれども、せっかくこの改定のときに市内、市外とかね、もしそういうふうにやれば  
もうちょっと市内を

落とせるとか、あるいは減免の関係を考慮できたとかということがあるのではないかなというふうに思うのですけれども、本当に健康のためということになれば、これ200万落ちていくというのも結構な金額ではあるのだけれども、これを決定していく上でそんなようなことも考える過程というものもなかったのかどうかをお伺いしたいと思うのですけれども。

○委員長 辻 勲君 教育次長。

○教育次長 和泉 肇君 まず、設定に当たって市内外の利用者に対する区別をつけるかということを検討したかということでございますけれども、具体的にどの程度の差をつけるという数字的な検討はしてございませんけれども、これまで砂川市の総合体育館、スポーツ施設につきましては、屋外施設を除きましては市内、市外の利用者の区別をつけていないというような状況で、まず今回は、前回の改定以降砂川を離れて他の市町の体育館を利用されている方もいるという状況もありますので、まずは砂川市の体育館に帰っていただきたいし、利用をふやしたいという思いから、市内外の利用者の区別をつけるということは具体的な検討まではしておりませんでした。

○委員長 辻 勲君 他にご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第3号の質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第3号を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第12号 砂川市過疎地域自立促進市町村計画の変更についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

小黒弘委員。

○小黒 弘委員 過疎の関係ですけれども、今までというのはほとんどハードの関係であったと思うのですけれども、今回はゆうの関係と、それから公共交通の関係、これというのは例えばゆうのかなりのものが委託管理という形で指定管理者のほうには行っているのですけれども、そういう部分も対象になるのかどうかお伺いしたいのですけれども。

○委員長 辻 勲君 政策調整課長。

○政策調整課長 熊崎一弘君 今回の計画の変更をさせていただいている2点なのですが、提案説明したとおり、いわゆるソフト事業と言われる部分で適債性が可能であれ



ば、起債を借りれるのがオーケーになればこの計画に基づいて借りていきたいということで計画変更をさせていただいております。基本的には人件費という部分にかかわる経費については、なかなか難しいものというふうに伺っておりますので、個別事業にかかわる部分を数値的には借り入れできないだろうかということで今後ソフト事業の中で検討してまいりたいと考えているところでございます。

○委員長 辻 勲君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 もう一点は、先ほども総括で聞いているのですけれども地域公共交通の関係として、例えばこれから事業をやっていくというときに、先ほどだと国の補助のほうも本格運行になればある。これとダブって例えばこの過疎債を事業の中で生かしていけるということもできるのかどうかというところをお伺いします。

○委員長 辻 勲君 政策調整課長。

○政策調整課長 熊崎一弘君 基本的には今回の部分については、国庫補助該当しないということで、起債事業にさせていただきたいというところで今回計画にのせさせていただいております。今後については、補助事業でどの程度の補助金が受けれるかというのはまだ不透明な部分が多いのですけれども、可能であれば、これもソフト事業になるのですけれども、ソフト事業として受けていきたいなと思って……失礼しました。国庫補助を受けられる事業であれば、残りの公共交通の事業については特別交付税の該当する事業となりますので、それと特別交付税と過疎債のソフトというのは両方受けられませんので、両方受けるということはできませんので、そちらのほうを受けることになるということでご理解いただきたいと思います。

○委員長 辻 勲君 他にご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第12号の質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第12号を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第4号 定住自立圏の形成に関する協定の締結についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

土田政己委員。

○土田政己委員 それでは、定住自立圏形成に関する協定について何点かお伺いをしますが、まず本会議での総括質疑でもありましたのですけれども、この第3条では連携する政

策分野はというふうになっているのですが、ところが先ほどもお話ありましたように極めて抽象的な中身でしかないのです。例えば本会議場では医療の件がありましたけれども、教育についても甲の役割は事業運営の充実と拠点施設の設置、整備を図るとか、施設維持管理運営事業については各自治体が行うとかと、これは当たり前のことなのだけれども、だから政策分野なのかよくわからないで、これは我々議会で議決する側としてはよくわからないものだから、余りにも抽象的過ぎるのではないかなというふうにも思うのです。それで、その辺でまずもう少し政策分野で具体的にならなかったのかどうか。さっきは共生懇談会だか何かで議論するとかと、これは後でお伺いするのですけれども、そこは聞きますけれども、議会議決をするに当たってはもう少し具体的にならなかったのかどうかという点があるのですが、その辺についてまずお伺いしたいと。

○委員長 辻 勲君 政策調整課副審議監。

○政策調整課副審議監 為国修一君 今ほどのご質問ですけれども、協定書では具体的な事業というのは記載されておりませんで、どちらかというとなら、包含的な表現をさせていただいております。これにつきましては、議決をいただいている協定書ですから、そこに具体事業を盛り込むことによってその事業をやれなくなったですとか、違う事業をやるようになったですとか、そういうことになったら都度議会の議決というものが必要となりますので、協定書内では先行例によりましてこういった包含的表現を使って、後ほどビジョン懇談会で議論された中で具体的な事業を明記していくということになっております。

○委員長 辻 勲君 土田政己委員。

○土田政己委員 具体的な事業になると、もし変わればその都度議会議決が必要だから、抽象的になっているのだというようなことなのですから、私たちにすればもう少し具体的な何をするのかというのがわかればいいなというふうに思います。

それで、今後のスケジュールの状況で、先ほどの話で共生ビジョン懇談会ですか、これがつくられる予定なのですが、これはこれまでの報告によりますと各市町村の住民代表や有識者が集まって共生ビジョン懇談会を発足するということになっているのです。それで、これは5市5町全部の人が一堂に集まってやるのか、砂川は砂川、各市町村でやるのか、まずそこをお伺いしたいと思うのですが。

○委員長 辻 勲君 政策調整課副審議監。

○政策調整課副審議監 為国修一君 共生ビジョン懇談会ですけれども、こちらは要綱によりますと中心市で設置をして、そこで事業の意見をいただくということになります。今のところ各市町の企画担当の課長で組織しております幹事会のほうでは、一応中心市ではそれぞれ5名ずつ、連携市町はそれぞれ2名ずつ、それと学識経験者として1名の方をお願いをして、総勢27名の懇談会委員で組織して意見をいただこうと思っています。

その運営の方法ですけれども、一応7つの専門分野に分かれて、専門的知見を持った方たちに出てきてもらうのですけれども、その場合圏域の全ての将来像ですとかそういった

ことも議論しなければいけないので、今考えているのは個別ではなくて全体に集まって総体的な議論をしてもらうと。その中でそれぞれの政策項目によって意見をいただくというようなことで今は考えております。いずれにしても具体的なやり方については、これから幹事会等で一番よりいい開催の仕方というのを模索していきたいというふうに思っております。

○委員長 辻 勲君 土田政己委員。

○土田政己委員 今構成はわかりました。中心市は5名で、ただうちは中心市ですから、砂川市は5名の住民の代表が参加できるということですよ。有識者というのがまた別に1名いるから、住民代表は砂川で5人参加できるということになるのですが、近隣のまちでは結局2名がそのまちの代表になるという、これはそのまちで議論されることでしょうか、だがしかし人数をふやせば何十人にもなって大変な状況になるものですから、私はやっぱり住民代表とすれば一定の人数が集まるから、そうすると30人も50人にもなって大変な会議になるので、市町村ごとにやるのか、どっちでやるのかなというような疑念があったのですが、今27名の構成で一堂に集まってやるということなのですが、それで先ほども議論ありましたが、8月ごろこれができて11月には共生ビジョンを完成させるという方向のようですね、それはできるのでしょうか、3カ月しかなくて。やっぱりほとんど市役所の部会ですとか事務担当者会議のところでもう具体化されていて、それを承認するような形になってしまうのではないかとというふうに思うのですが、その辺はどうなのでしょう。本当に住民の声が、原案は出されるのでしょうか、住民の声が反映されるのか。また、砂川ではその住民の5名の代表の選び方というのは、立候補するのか、立候補を認めるのか、その辺も含めてどんな募集の方法をとるのかお伺いしたいと思います。

○委員長 辻 勲君 政策調整課副審議監。

○政策調整課副審議監 為国修一君 最初に、砂川市におけるビジョン懇談会の委員さんの選出方法でありますけれども、今委員さんおっしゃったとおり、近隣市町割り当て2名という今予定であります。場合によってはそれぞれの政策項目の中で近隣市町から選出されなかったということも考えられますので、その辺を補完するために、もし近隣市で出されなかった項目ありましたら、中心市のほうで選出していくということで、今事務局ではそういった手当てをしようということで考えています。

それと、砂川市においての委員さんの選任方法ですけれども、そういったバランスを考えた上で選任をしたいと思っておりますし、ある程度専門的な知見を持った方でないとなかなか難しいというものもありますので、応募ではなくて、こちらのほうからお願いをした中で委員さんに出ていってもらうというようなことで今現在考えております。

○委員長 辻 勲君 土田政己委員。

○土田政己委員 そうすると、27名の構成は変わらないで、もし近隣の市町で出れなか

ったら中心市でふえるということになる……

〔何事か呼ぶ者あり〕

ならないのですか。定数が減るということですか、2名出てこなかったら。というのではないのですか。2名ずつ出てくるのでしょうか、ほかの近隣は。うちは5名でしょう、中心はね。27名の構成ということなのだけれども、もう一度そしたら答弁をお願いしたい。

○委員長 辻 勲君 政策調整課副審議監。

○政策調整課副審議監 為国修一君 済みません、説明がよくなかったようすけれども、定数27は変わりません。専門政策項目というのが7つありまして、近隣市から2人ずつ出てもらいます。出てもらった16人いるのですけれども、それがバランスよく全ての項目にばらけてくれればいいのですけれども、中には出ないということが考えられますので、そういうときには滝川5名、砂川5名、この10名の中で誰か1人なり、2人を充てるといことになりまして、砂川の割り当て5名というのは変わりなくってしまいます。済みません。

○委員長 辻 勲君 土田政己委員。

○土田政己委員 わかりました。

それで、結局今質疑ありましたように例えば専門、医療の分野とか、あるいは福祉の分野とか教育の分野とか農業の分野、例えばこれなんかは、エゾシカの分野なんていうのはまた別にある程度知識がなければならぬだろうし、そういうような専門的な分野があるので、それで立候補でなくてそちらから大体お願いするということになるようではありますが、これで今言ったように3カ月間という、僕もさっきも言ったけれども、期間では短いのではないかと思うのですけれども、やっぱりどうしても11月までにつくらないと今年度の交付税もらうには間に合わないということになるのかどうなのか。余りにも短過ぎるのではないかというような感じがするのですが、その辺についてはどうなのか。

○委員長 辻 勲君 政策調整課副審議監。

○政策調整課副審議監 為国修一君 議決をいただきまして、8月から実質10月ぐらい、もしくは11月頭ぐらいになるかもしれないですけれども、当面今年度つくる共生ビジョンにつきましては、既存事業を中心とした共生ビジョンでいきたいと考えております。共生ビジョン、一応策定期間5年間ということにおおむねなっておりますので、恐らく5年間で策定されることと思っておりますけれども、その年度が終わりましたら次年度にそれぞれローリングをかける場合がございます。そのときに共生ビジョンの委員さんの方、それと圏域の住民の皆さんから、議会も含めてですけれども、こういった連携事業、協定の枠内であればこういった事業をやったらどうだろうと、検討してみてもいいときにはそのローリングする委員会の中で検討して、すぐできるもの、予算づけが必要なもの等については次年度繰り越しになりますけれども、既存の中でできるというのであれば次年度の共生ビジョンに盛り込んでいくという作業になります。

○委員長 辻 勲君 土田政己委員。

○土田政己委員 わかりました。今年度は、今の継続事業を中心にしてやるからいいのだけれども、新年度からは新しい事業をやるので、それはまた別な来年度に向けて検討の期間がありますので、そこでしていくということですが、もう一つは基本的には5年ですよ。5年はこの共生ビジョン懇談会の委員は基本的には変わらないということかどうか、その辺について。

○委員長 辻 勲君 政策調整課副審議監。

○政策調整課副審議監 為国修一君 共生ビジョンの選出された委員さんですけども、一応任期は今考えているのは2年を考えております。ただ、再任を妨げないという規定を設けていきたいと思っています。ただ、議論の継続性という部分を考えますと、よほどのことがない限りその委員さんでいってもらうのが一番望ましいのかなというふうに考えております。

○委員長 辻 勲君 土田政己委員。

○土田政己委員 わかりました。

それで次に、今もお伺いをしたら結局新年度に向けては議員の意見も聞けるということですけども、議会はかかわることはないのですけれども、議会で一般質問とかできるということになるのですか、そこら辺は、議会のかかわりは。きょう議決すれば、あとは一切議会はかかわらないで、それで何も意見が言えないということになったらちょっと困るので、議会はかかわらないはかかわらないでいいのですけれども、砂川は砂川で、それは一般質問ができるかどうかというのをちょっと。これは広域圏と違って、広域圏の場合は議会があるから、あれはできないのですけれども、定住自立圏の場合はそれはないわけですから私はできると思うのですが、確認だけしておきたいと思いますが。

○委員長 辻 勲君 政策調整課副審議監。

○政策調整課副審議監 為国修一君 定住自立圏構想において推進される事業は、全て予算書のほうの事業として位置づけられますので、一般質問をお受けできると思います。

それとあと、策定までの期間なのですけれども、都度それぞれ毎回毎回開催した後は中心市のほうのホームページに載せて、中心市のみならず連携市町のほうからも意見とれるようなバナーの設置をするなりをして住民の方からの意見取り入れやすくしておきますし、我々としては懇談会が終わったすぐ後の所管委員会、こちらのほうにでも内容の説明をして、質疑を受けさせていただきたいというふうに考えております。

○委員長 辻 勲君 土田政己委員。

○土田政己委員 特別交付税が、さっき本会議場でありましたように砂川市は2,600万ほど配分されるのだけれども、それは特別交付税ですから特に一般財源で使い道には限定はないというのですけれども、これはやっぱりそれでも共生ビジョンにのった計画に使うということに、基づいて配分されるのだと思うのですけれども、共生ビジョンをつくら

ないと総務省からお金は来ないのだけれども、共生ビジョンにのっかっている政策課題に基づいて使うことになるのか、それとも先ほどあったように一般財源だから何でも使えるということになるのですか。その辺お伺いしたいと思います。

○委員長 辻 勲君 政策調整課長。

○政策調整課長 熊崎一弘君 この定住自立圏構想に基づいて市町村に交付される特別交付税なのですが、共生ビジョンにのった事業を基礎とはしますけれども、全ての部分が特別交付税措置されるわけではなくて、やはり上限がございます。今回砂川市は約2,600万という金額になりますけれども、今協定書でつくっている24項目の事業があったり、それ以下にいろいろ事業があるのですけれども、それを合算しますと何億という金額になります。ですから、何億という金額をもとに包括的経費があるのだけれども、実際は2,600万しか来ないということなので、ですから2億なり、3億なりの事業をやっているのですけれども、それだけしかないで、それはあと有効に活用させてもらいなから砂川市の事業のほうに充てていくということでありまして、個別事業にこれを充てるのだということではなかなかいかないということでご理解頂戴したいなと思います。

○委員長 辻 勲君 土田政己委員。

○土田政己委員 そうでなければ困るので、わかりました。財政的に縛りがあるのでないかという疑念が一部にはあるものですから、特別交付税ですからそんなことはないはずなのですが、しかしそうではないというような意見もあるのですけれども、今お伺いしましたら財政的に縛られているものではないということがわかりましたので、質疑をこれで終わります。

○委員長 辻 勲君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 先ほど総括もしたのですけれども、どうもわからないのです。わからないでもいいかなというところはあるのだけれども、特に医療の関係で、その前に先ほど土田委員もお話になった、これ砂川市の代表の人って大体どういう人たちかというのは今の段階では言えないような内容なのですか。共生ビジョン懇談会。

○委員長 辻 勲君 政策調整課副審議監。

○政策調整課副審議監 為国修一君 今の段階は、砂川としてどういった政策項目のほうに出せば圏域全体の委員さんのバランスが保てるのかというのがわからないものですから、今の段階ではちょっと申し上げることはできません。

○委員長 辻 勲君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 本当にすぐ間近にこの共生ビジョンをつくろうというところなのですよ。でも、委員さんもまだ決まっているのか、決まっていないのかわからないけれども、今ここでは名前は出せない。

[何事か呼ぶ者あり]

決まっていない、決まっていないのだね。これは、今までの話でいけば初年度、今年度

は今までやっていたものがほとんどだというお話だったのです。先ほど総括でも言ったけれども、どう考えてもやっぱり今までの部会で積み上げてきたものが、まずは今回の共生ビジョンの中に入ってくるのかなという予測はするのですけれども、そこで、今までさっきからも言っている医療の関係というのは、やっぱり病院のほうで部会があるのだらうと思うのですけれども、これは委員会だからいいのではないかと思うのですけれども、例えば医師の派遣の関係なんていうのは、部会の中でどの程度まで話が出て、砂川のほうからももっと医師を派遣してくれなんていう声がほかのまちから出ているのかどうなのか、その辺のところは砂川はしっかりととめているのかというようなことをお伺いしたいと思います。

○委員長 辻 勲君 市立病院経営企画課長。

○経営企画課長 山田 基君 部会のほうに参加している立場でお答えさせていただきますけれども、今ほど委員さん言われたように医師の派遣の問題は部会の中でも当然お話が出ています。派遣のこと、要望的なこともたくさん出ているのですけれども、本会議の中でも市長なりお答えしていたと思いますけれども、既存の派遣しているものについてはできるだけ継続してあげたらいいですねというようなお話。ほかにもいろいろ出ているのですけれども、やはり私たちの病院も大学から来ていただいたり、ほかの医療機関から出張医扱いで来てもらったりしているところもありますので、その辺はほかのまちの方にもご理解はいただいていると。なので、その派遣という言葉についてはちょっと今回の中にはのせないというような方向で進んで、こういうような表現になったというところでございます。

○委員長 辻 勲君 他にご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第4号の質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第4号を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第5号 定住自立圏の形成に関する協定の締結についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第5号の質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第5号を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第6号 定住自立圏の形成に関する協定の締結についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第6号の質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第6号を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第7号 定住自立圏の形成に関する協定の締結についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第7号の質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第7号を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第8号 定住自立圏の形成に関する協定の締結についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第8号の質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。



これより議案第8号を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第9号 定住自立圏の形成に関する協定の締結についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第9号の質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第9号を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第10号 定住自立圏の形成に関する協定の締結についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第10号の質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第10号を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第11号 定住自立圏の形成に関する協定の締結についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第11号の質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第11号を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

これより予算に入ります。議案第1号 平成26年度砂川市一般会計補正予算の歳出から審査に入ります。

それでは、18ページ、第2款総務費、第1項総務管理費について質疑ありませんか。

小黒弘委員。

○小黒 弘委員 総務費の地域公共交通の関係で、総括に引き続き質疑を行っていきたいと思います。

先ほどの話で、コミュニティバスではなくて乗り合いタクシーで今回の実験をしていこうというようなことでありました。それで、乗り合いタクシーのやり方なのですが、今まで何で乗り合いタクシーが利用されなかったかという点は、やっぱり今回この調査の中でしっかりとやっていかないとだめだろうなというふうに思うのです。そういう点からいけば、先ほどの話で出てきたのは今回は300円にすると。ここでもう一つ考えなければならぬのは、では果たしてこの乗り合いタクシーというのが定額で本当にいいのかなというふうに実は私は思うのです。今まで乗られていなかったのは500円だったからとさっきも言ったけれども、もう一つは予約をしなければならなかったことです。しかも、市のほうでやっているものだから、土曜、日曜はその前に予約をしなければならなかったりとか、そうするとお年寄りって意外と律儀なものだから、予約してしまっているけれども、実はもうその用事いいのだよねとかという場合も多分にあって、そういう意味からすればいつでも来てくれるコミュニティバスというのに利便性をやはりお年寄りはとても感じていたのだと思うのです。先ほどのお話では、今回は乗り合いタクシーの調査をするけれども、コミュニティバスが全くなかったということではなさそうなので、まだちょっとこの調査の過程でということは残されているのかなというふうには思うのですけれども、ほかのまちの乗り合いタクシーを見ていくと、一定の料金ではなく、距離によって上限があるところがあるのです。逆にそっちのほうが多いかなというふうにも思うのですけれども、つまりこの前の実証調査でも遠いところの方々、例えば豊沼とか一の沢とか、特定の地名を出しましたけれども、500円でも全然適正だよと。それはそうです、一般のタクシーを使えば何千円かかかるわけですから。そこも近場も一緒というのが実は本当に平等なのかというと、逆に平等みたいなものだけれども、平等ではないような気がするわけです。つまり住んでいるところによって受益が変わってしまうということなのです。やっぱり一番平等というのは、どこに住んでいても受益は同じだということだと思うわけです。つまり500円のところもあれば、今回のコミュニティバスのように200円のところもあってもいいだろうというふうに私は思うのです。せっかくならそういうようなやり方を、い

つでも一定の300円、500円ということではなくて、せっかくだったら違う実験の方法というのを、僕はこれ平均すると意外と入ってくるお金ってそんなに変わってこないだろうと思うわけです。そういうところのお考えというのは、会議録を読んでいる限りはほとんど議論ってない会議ですね。市のほうから言われた提案がほとんど通っていってしまうというような会議録なのですから、そういう意味ではそういうことをやっぱりちょっと考えてほしいなというふうにも思うし、ではコミュニティバスと乗り合いタクシーの違いはどうかといえば、さっき言った予約の関係ですから、これよそのまちでは30分前の予約もオーケーというところも結構多いのです。そうやっていけばだんだんコミュニティバスとの距離が縮んでいくのだらうというふうにも思うのです。今は市のほうで窓口を、たしか受け付けをやっている。だから、やっぱり土曜、日曜というのは受けづらい。これ別に市がやらなくても本格運行のときはいいのではないかとも思うし、タクシー会社だったら必ずいつだってそういう人はいるわけだし、いつでも電話かければうちまで来てくれるというシステムはあるわけなので、やっぱりなるべくなら利便性を高めるような方法を考えていただきながら、乗り合いタクシーとコミュニティバスとの距離が縮まって、しかも運用経費が幾らかでも下げられるとなれば、これから十分皆さんに喜んでもらえる可能性はあるというふうに私は思っているのですけれども、その辺のご検討、今後の考え方というようなことをお伺いしたいと思います。

○委員長 辻 勲君 政策調整課長。

○政策調整課長 熊崎一弘君 公共交通の関係でご質問がございました。今回交通会議で予定している事業にかかわる負担金ということで予算計上させていただいております。決まった部分というと、期間は4カ月間やります。それから、運行便数についても昨年度より多く実施する、6回程度はやるべきであろう。それから運賃についても乗り合いタクシーについては500円で昨年度やりましたけれども、今年度についてはご案内のとおり300円で実施しようというところを積算しまして、今回の負担金になっております。具体的に今ほどお話あったように予約制の部分についても、提案説明で若干触れさせていただきましたけれども、交通事業者と協議をしながら進めていこうということで、前年の反省に立ちまして、やはり当日の何分前ができるだろうか、1時間前なら大丈夫でないかというふうな部分は非公式にはお答えいただいている部分もありますけれども、それはまだ最終的な決定ではございません。できるだけ近い時間帯で予約できるようにしたいなというふうな考え方を持っておりますが、それは今後、具体的には交通会議でもたくさんの意見いただくことになると思いますし、最終的な決定は交通会議ではまだしておりませんので、これからの協議の中、それから事務局の提案の中で多くの方が利用できるような方法を取りながらやっていきたいなと思っておりますのでございます。

また、定額でいいのかというお話もございました。今回の予約制については300円ということにしておりますけれども、やはりお話の中、アンケートの中では確かに500円

は遠い方が乗るのは十分な値段だというのがありました。事前に行った町内会とのお話では、夫婦で1,000円ですねというお話も頂戴しております。その辺の反省も含めて今回300円というふうにもしておりますけれども、各地を見ますとやはり長距離の場合は若干高いというところもあります。それは今後検討する中で、今回300円で利用していただいた部分の中でアンケートでもどのぐらいまで負担できるだろうかということも聞きながら、実証調査運行というのは進めてまいりたいと考えておりますので、今後の交通会議の議論、それから今いただいたお話も含めて実証調査運行を進めてまいりたいと考えております。

○委員長 辻 勲君 土田政己委員の質疑は休憩後に行いたいと思います。

10分間休憩します。

休憩 午後 2時42分

再開 午後 2時51分

○委員長 辻 勲君 休憩中の会議を開きます。

質疑を続けます。

土田政己委員。

○土田政己委員 それでは、一般会計補正予算について何点か質疑をさせていただきますが、まず地域公共交通会議の負担金の関係で、本会議場の総括質疑や先ほどの質疑もあるのですが、昨年9月と2月の実証実験の結果、私たちの地域でいえばコミュニティバスが大人気なのです。9月は農作業の時期もあったのですけれども、今言ったように予約制もあってなのですけれども、1つは買い物に行くのにコミュニティバスの場合は、2月ですから、吹雪になった次の日に誘い合って買い物に行っているのです。今までは娘に乗せてもらわなければならなかったのが自分で買い物に行けるといってお年寄りは大変喜んで、農協さんまで。ただ、吹雪になったり、雨になったときは、コミュニティバスは次の日の時間帯に、きょうはやめて、あした行こうということになるのだけれども、タクシー予約してしまうとそんなわけにもいかないというようなこともあったりして、結構2月のときでは病院よりも今のところ買い物が多いです。それで買い物して、次で帰ってくると、それで、娘や息子に車出してもらわなくても自分で買い物に行けると、200円、往復400円あれば行けると大変好評でした。

もう一点は、冬ですから、北光小学校の子供たちが朝利用したのです。100円です。子供は半分の100円でしたけれども利用させていただいて、ちょっと学校ぎりぎりで、もう5分ぐらい早ければいいのだけれども、それでも間に合って学校まで行けるし、運転手さんに聞けば帰りも途中で歩いていても手を挙げれば乗れるので、乗せれると。ただ、帰りの時間は少し時間が合わないのがありましたけれども、そんなことでやはりコミュニティバスがすごく人気があって、地域でもいわゆる総括会議ではないですけれども、利用者の皆さんの意見を聞いていたのですが、ですから今度も本格実施はコミュニティバ

スになるのだろうというふうに地域の人は思っておりましたけれども、この間、ことは本格運行しないので、もう一年実証実験するという報告をしました。そういう意味では先ほども副市長から乗り合いタクシーなのですが、コミュニティバスについても全くあれしたわけではないので。バスといってもそんな大きなバスは必要がなくて、本当にワンボックスというか、2人か3人か4人か五、六人乗れば十分なものですから、そういう点でぜひご検討できないのかなというふうに思って、これは地域の実態を踏まえてのお話ですので、特にやっぱりバスが走っていない我々の地域みたいなところの人たちには公共交通は非常に大事な点だというふうに思いますので、そのあたりもう一度ご見解をお伺いしたいと思います。

○委員長 辻 勲君 政策調整課長。

○政策調整課長 熊崎一弘君 今ほどあったように一の沢地区の2月の利用者の方、多くの方利用いただきまして大変ありがたかったわけですが、今ほどお話あったようにやはりコミバス、その日のうちにその時間であれば乗れるというメリットは非常に多いものではあるのかなとは思っております。ただ、先ほども話しましたように前日予約という不便さの乗り合いタクシー、これを解決すべく当日予約をしていけないだろうかというような検討しておりますので、そちらのほうを改めて利用してみて、家の前から乗れるということのメリットをぜひ実証調査の中で体験していただきたいなと思っております。

それから、学校の子供たちの部分もたまたま時間的に合ったと。基本的には高齢者をメインとしていろんな計画を立てて、今回公共交通についても考えてきておりますので、学校の部分までいっていなかったところはあるのですが、実際利用されてましたというお話をいただいております。それについても100円という金額が手軽な部分もあったのでというようなご意見も頂戴しましたので、今回の乗り合いのタクシーの利用については、もし小学生が利用するのであれば100円でできるようにできないだろうかというふうな形で予算のほうは検討しているところでございます。やはりまず使ってみてもらって、それがどうなのだろうかという判断をしなければならぬのが実証調査運行と考えております。

それから、コミバスの部分については、先ほど本会議場でも副市長のほうからも答弁ありました。なかなかコスト的な部分ではジャンボタクシー、それから普通のコミュニティバス、マイクロバスですか、やはり運行経費はジャンボタクシーのほうが若干安くなるのかということもあるのですが、コミュニティバスになりますと空で運行する時間があるので、非常に選択するのが大変だという側面もございます。空だったら、その分の乗らないような時間があれば削ればいいのかという議論もあるのですが、削ってしまうと総体の便数が少なくなって、やはりそれも不便につながっていくということもございます。その辺も総合的に判断しなければならないとは考えているのですがけれど

も、今年度については乗り合いのタクシーをぜひやらせてもらいたいなというところで今回の予算になっているということでご理解頂戴したいなと思っております。

○委員長 辻 勲君 土田政己委員。

○土田政己委員 今回4カ月間、秋ごろからというのだけれども、なるべく早く住民説明会をやっていただきたいなというふうに思って、前は2月にやるのに1月の二十何日に説明会で2月からの実施というのは、町内会でも全員が集まってくれないので、集まらない人たちには徹底をしなければならないというのがあるのですけれども、なかなか広報なんかやホームページにも出ていても、高齢者ですから読んでいなかったり、見てくれないのです。やっぱり町内会で改めて大きい字で書いて連絡をしなければならないので、そうすると皆さん大いにこれから公共交通は必要なことですから、高齢者の病院、あるいはさっき言った買い物なども含めて必要なので、ぜひ検討していただきたいなというふうに思います。

○委員長 辻 勲君 他に発言ありませんか。ありませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、20ページ、第3款民生費、第1項社会福祉費、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、第2項児童福祉費、質疑ありませんか。

土田政己委員。

○土田政己委員 空知太の保育所の擁壁改修工事と、それから駐車場造成工事が予算化されているのですが、まずは擁壁改修工事についての中身を教えてくださいと思います。

○委員長 辻 勲君 社会福祉課長。

○社会福祉課長 近藤恭史君 擁壁改修工事でございますが、保育所西側の現在の駐車場に面しております土どめとなっております擁壁に亀裂や傾斜が見られることから、その傾斜も年々徐々に長い期間をかけて進行しているというような状況でございますので、そちらの改修工事を行うということで今回予算計上をさせていただいたところでございます。

○委員長 辻 勲君 土田政己委員。

○土田政己委員 次に、駐車場の造成工事なのですが、図面も出ていて、先ほど保育所の北側とかというのだけれども、実際にもう一度位置図を、買収の位置図についてお伺いします。

○委員長 辻 勲君 社会福祉課長。

○社会福祉課長 近藤恭史君 保育所造成いたします位置図でございますが、こちらの予算書の32ページの次のページに一応網かけの部分という形で掲載してございます。こちらの部分なのですが、保育所の北側の境界から間口14メートル、奥行き64.24メートル、面積にいたしまして899.36平米となっておりますのでございます。

○委員長 辻 勲君 土田政己委員。

○土田政己委員 そうすると、これでいうと、参考図の地図でいうと保育所が337の6にあるということになるのかな。そして、買うのが377の1を買うのかな。そうなのですか。

○委員長 辻 勲君 社会福祉課長。

○社会福祉課長 近藤恭史君 この土地は、砂川市土地開発基金が所有している用地でございまして、こちらの用地の地番につきましては空知太東2条2丁目377番1の所在となっているところでございます。

○委員長 辻 勲君 土田政己委員。

○土田政己委員 わかりました。

それで、ここは結局番地を分けて買うのか、まだ残っているのでしょうか、土地は。この図面でいうとそこだけ一角で、結局土地が残って、その一部を買うということなのか、全部は買わないのか、その辺についてわかりませんか。

○委員長 辻 勲君 総務部長。

○総務部長 湯浅克己君 私のほうから土地開発基金を管理しています立場でお話をさせていただきます。

この用地につきましては、保育所建設時に土地の地権者から用地として購入いたしておりますまして、377の6につきましては保育所用地として使われておりまして、この377の1は一緒に購入をしておりましたけれども、以前は町内会の方々のゲートボール場のような形で利用されておりましたけれども、なかなかもう利用される方もいらっしゃらないということで市有地の売却予定地に入っております、何年間かは売却のお知らせもしながら購入される方をお待ちしておりましたけれども、一連の用地でありますので、なかなか購入される方もいらっしゃらないという土地でありました。それで、今回このような形で保育所の用地ということで駐車場の一部といたしますけれども、現状といたしましては市有地には変わりませんので、分筆登記につきましては後ほどという形にはなろうかなと思っております。今後もこの用地につきましては売却用地ということで広報等で周知しておりますので、そのような形で売却していきたいというふうに思っております。その売却が決まった時点で購入希望者の方の希望によりまして、現状といたしましては一定の区画は割っておりますけれども、その区画の希望によって売却していきたいというふうに考えておりますので、今回駐車場を除いた用地を売却する予定としております。特に分筆まではすることなく、今回は市の所有地ということで、そのままの形で処理してまいりたいと考えております。

○委員長 辻 勲君 土田政己委員。

○土田政己委員 わかりました。

それで、前にあった売却用地はどうなるのかなと思って、残ったのはやっぱり、今度残った部分は売却すると、売却予定ということで理解していいのですか。

○委員長 辻 勲君 総務部長。

○総務部長 湯浅克己君 この用地、地番でいいますと377の4が空知太3号通りという石山公園に行く道路なのです。ここからの奥行きが非常に大きな用地でありまして、なかなかその点もありまして売却が進まなかったというふうにも私ども判断をしております。これにより、ある程度住宅を建てる際にも有効な用地になるのではないかと考えておりますので、積極的な売却を進めてまいりたいと考えているところでございます。

○委員長 辻 勲君 他に発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

続きまして、22ページ、第6款農林費、第1項農業費、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

24ページ、第7款商工費、第1項商工費、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

26ページ、第8款土木費、第2項道路橋梁費、質疑ありませんか。

一ノ瀬弘昭委員。

○一ノ瀬弘昭委員 1点のみ簡単にお伺いしたいと思っておりますけれども、除雪機械整備に要する経費ということで、小型ロータリーの除雪車を購入するという事なのですけれども、提案説明でもありましたけれども、平成12年に買ったものを冬場は歩道用のロータリーとして、夏場については草刈り車として使っているということで、故障が頻繁に起こっているということで買うということなのですけれども、この小型ロータリー車を購入した後は、今まで使っていたロータリー車は要らなくなるのですけれども、その利用なり、処分なりしていこうとするその辺をお聞かせいただければと思いますけれども。

○委員長 辻 勲君 土木課長。

○土木課長 荒木政宏君 今ご質問ございました小型ロータリーでございますが、冬場は排雪に、夏場は草刈りに使っておるところでございます。本体につきましては、平成12年から使っておりますので、かなりいかれておりますので、これについては今下取りに出して、この車を下取りに出して、それで購入するという考えでいるところでございます。

○委員長 辻 勲君 一ノ瀬弘昭委員。

○一ノ瀬弘昭委員 下取りに出すということで、幾らかにはお金になるのではないかなというふうに思うのだけれども、何を言いたかったのかというと、これまで市のそういった財産なんかというのは、すぐ簡単にぽっとお金を出して処分したりすることも結構多かったもので、また今回のこれについても逆にお金を払って処分するのかなというふうに思ったものですから、そういった売却、現状での売却ということも含めて検討できないかなと思っただけの質問だったのですけれども、大体これ下取りって幾らぐらいになる……今は大体もうわかっているかと思うのですけれども、その辺お聞かせいただければと思いますけれども。大した金額にはならないのでしょうかけれども。



○委員長 辻 勲君 土木課長。

○土木課長 荒木政宏君 これは、私ども国に予算要求するときに、これ補助金で買わせていただくのですが、その中で今の新しい車の見積もり、それから古い車の下取り価格、それからあと夏場の草刈りに使っているアタッチメントの改造費等々を見積もりさせていただいて、一括で今回予算要求させていただいたのでございますが、その中で下取り費という価格につきましては約50万円ほどというような形で出ておるところでございます。

○委員長 辻 勲君 他に発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

同じく第4項都市計画費、質疑ありませんか。

沢田広志委員。

○沢田広志委員 それでは、先ほど総括もさせていただきましたので、若干中身的なものを含めて、確認も含めて聞かせていただきたいと思いますと思うのですが、まず長寿命化計画と関連しているということでは十分承知をさせていただいております。そこで、今回修繕料200万円が計上されておりますけれども、ちょっと私先ほど聞き漏らしていたかもしれないので、確認なのですが、今回長寿命化計画の中では判定でA、B、C、D、Dというのは恐らく一番危険度が高いのかなと思っているのですけれども、そういった中から今回修繕箇所というのは何カ所ぐらいあるのか、先に確認で聞かせていただきたいと思いますと思うのですけれども。

○委員長 辻 勲君 土木課長。

○土木課長 荒木政宏君 先ほど総括の中でご説明させていただいているかと思いますが、今回200万円修繕上げさせていただいた中身につきましては、公園遊具14カ所でございます。中身につきましては、先ほど部長のほうからお話ありましたとおり、シーソーだとかブランコだとか滑り台等々の子供たちの遊ぶ遊具が主なものでございます。あと、1カ所だけ、お話の中ではなかったのですけれども、1カ所だけ丸太のアスレチックがあるので、これが地べたに固着しているものですから、ただビニールで覆ったり、囲ったりするだけではちょっと危ないということで、1カ所だけは外させていただくというようなところで、合計全部で14カ所でございます。

○委員長 辻 勲君 沢田広志委員。

○沢田広志委員 14カ所ということで再度確認をさせていただきました。

それで、A B C Dランクで、今ほど1カ所については取り外しというようなお話でありましたので、それで長寿命化計画を見ていますと、Dランクのところなのですけれども、判定内容が最重要部材等に異常があり、大規模な修繕、または破棄し、更新が必要であると。ということは、それにかかわるところの場所なのだろうと思うのですが、ただ今回の200万円は応急的な対応をして、今後はもう大規模改修というか、計画にのっとって進めていきたいということでもありますので、この辺は応急的な対応で、Dランクのとこ

ろの恐らく14カ所であると思うのですが、しっかりと対応はされていけるということで受けとめていいのかどうか、それ聞かせいただきたいのですけれども。

○委員長 辻 勲君 土木課長。

○土木課長 荒木政宏君 今回修繕させていただく中身につきましては、Dランク14カ所というふうに判定させていただきましたそれぞれの遊具の部材の一番悪いところ、この部分だけを交換させていただいて、応急的な対応、そういうことでDランクを少しでも上のランクに上げて、応急的な対応をさせていただくと、そういうことで万全の対策を行っていききたいというふうに考えているところでございます。

○委員長 辻 勲君 沢田広志委員。

○沢田広志委員 力強く答弁されているので一生懸命やっていただきたいと思うのですが、ただ大規模改修、それぞれ計画書、平成27年から10年間にかけてやっていきますよということなのですから、今回の応急的な対応をして、大規模改修をするまでの間もしっかりと安全性は保たれるというふうに受けとめていいのかどうか、再度聞かせてください。

○委員長 辻 勲君 土木課長。

○土木課長 荒木政宏君 私どもこのほかにも年度当初に遊具点検、定期的なパトロール、それから公園の委託をやっている方々にも見ていただくというような形で通常パトロールを十分やっておりますので、そのようなことはないというふうに考えております。

○委員長 辻 勲君 沢田広志委員。

○沢田広志委員 今の答弁のようにしっかりと安全性が確保されることをお願いをしたいと思います。

それで、今回200万円が計上されておりますので、補正予算でもございます。今回定例会が通った後はどのようなスケジュールで工事箇所の応急手当ををされていくのか、この辺り考え方があったら聞かせていただきたいのですけれども。

○委員長 辻 勲君 土木課長。

○土木課長 荒木政宏君 遊具の部品は特殊なものでございますので、今手配している最中でございます。これが整い次第、随時交換していききたいというふうに考えておるところでございます。

○委員長 辻 勲君 沢田広志委員。

○沢田広志委員 随時していくということですが、もう既に6月で、7月、8月、夏休みも近くなってきますし、子供たちも雪が解けて、運動会もあって、最も活発に体を動かす時期でもあるかなと思うのですけれども、ただ部材の部分のところなので、恐らくそんなに期間はかからないと思うのですけれども、大体いつごろぐらいまでには終わらそうとしているのか聞かせてほしいのですけれども。

○委員長 辻 勲君 土木課長。

○土木課長 荒木政宏君 部材なのですが、少し特殊なものになるもので、もう既に発注はさせていただいているところなので、整い次第早急にやらせていただきたいというふうを考えております。

○委員長 辻 勲君 沢田広志委員。

○沢田広志委員 恐らく部材が届かないと工事ができないのだろうと思うのですが、特殊だということでは理解をさせていただきたいと思います。ただ、できる限りしっかりとやってほしいと思うのですが、そうすると部材が届くまで、そして届いてから工事しましたというまでは、その遊具については利用ができないというふうになるかと思うのですが、そういうことでいいのですよね。

○委員長 辻 勲君 土木課長。

○土木課長 荒木政宏君 安全対策上今困っておるところでございます。したがって、使用はできないような状況となっております。

○委員長 辻 勲君 沢田広志委員。

○沢田広志委員 部材が届かない限りは工事もおさまらないようなので、ただできる限り早目に対応できることをお話して、終わります。

○委員長 辻 勲君 多比良和伸委員。

○多比良和伸委員 済みません、1点だけ、今の遊具の関係なのですが、今ほどの答弁の中で、今現在危ないというものに対しては使えないようになっているというのがあるのですが、過去のにもう時代にそぐわないとか、結構危険性の高い、かなり前から使えないようになっていた遊具というのは今回のこの中に入っているのか、それとも撤去も含めて27年度からのほうに入っているのか、そのあたり教えていただけますか。

○委員長 辻 勲君 土木課長。

○土木課長 荒木政宏君 今回点検の中では、老朽化が進んでいて外してあるシーソーが1台ございます。これにつきましては、27年度に長寿命化計画の中で更新していきたいというふうに考えているところでございます。

○委員長 辻 勲君 多比良和伸委員。

○多比良和伸委員 私のほうで思っているのは、中央小公園のブランコ、それから南風公園のブランコ、あの辺はもうチェーンがかかっているとか、金具でがっちり動かないようにとめられている遊具なのですが、ああいうのはどの分類に入って、今後どうなっていくのかというのを教えていただきたい。

○委員長 辻 勲君 土木課長。

○土木課長 荒木政宏君 4人がけのブランコだと、ブランコとか、揺りかご状のあれだと思うのですが、あれは過去の時代に危険だということで、固着するような形でベンチとして今使われておりますので、そちらのほうの対応となると思います。いずれ地域と

も協議いたしまして、不用ということであれば取り外しということも考えていきたいというふうに考えております。

○委員長 辻 勲君 多比良和伸委員。

○多比良和伸委員 そしたら、もう遊具として登録されていなくて、今回のチェックにも入っていないくて、27年度以降の計画にも入っていないということではよろしいのでしょうか。

○委員長 辻 勲君 土木課長。

○土木課長 荒木政宏君 それらについては、遊具としてではなく座るベンチ等というような扱いをさせていただいて、遊具としては入っておりません。

○委員長 辻 勲君 他に発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

続きまして、28ページ、第10款教育費、第2項小学校費、質疑ありませんか。

小黒弘委員。

○小黒 弘委員 この提案説明が寄附をされたことからという説明だったのです。小学校、中学校の網戸というのは、前々から要望はずっとあったと思うのですが、寄附がなかったらやらなかったということですか。

○委員長 辻 勲君 学務課長。

○学務課長 大西俊光君 今回多額な寄附をいただきまして実施をいたしますけれども、6期のこの次の期に一応予定はしておりますけれども、ただ、今設置しているのが各小中学校の普通教室に1カ所は18年度から23年度までと、あとは西日が強い場所ですとか特別教室に数カ所はつけておりますけれども、ただ第6期の計画で実施をしようとしていたものについてもここまでの規模ではなかったというのはありますけれども、今回寄附をいただきまして実施はいたしますけれども、決して計画がなかったわけではないということでございます。

○委員長 辻 勲君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 あえて寄附がなされたことからという説明も珍しいなというふうに思ったのですが、これ網戸をつけるための寄附がされたのですか、本当は歳入で聞かなければいけないかもわからないけれども。

○委員長 辻 勲君 学務課長。

○学務課長 大西俊光君 特定に網戸をつけてくださいというような寄附ではございませんけれども、学校に喜ばれるような、それから7校平等に喜ばれるような形で使っていただきたいということで寄附いただきましたので、このような事業を実施するというところでございます。

○委員長 辻 勲君 多比良和伸委員。

○多比良和伸委員 同じような質問になるかとは思いますが、寄附による今回の修繕と

いう形になろうかと思うのですが、もともと計画されたものを少し今回のことで前倒しすることができたということになろうかと思うのですが、もっとたくさんいろんな要望があるのだと思うのですけれども、いろんな要望があるということ为例えばもうちょっと広く出せば、それで寄附を促すなんてことはできないのでしょうか。

○委員長 辻 勲君 学務課長。

○学務課長 大西俊光君 このたび多額の寄附を、匿名ですけれども、いただきまして、学校に喜ばれる活用をさせていただくということでございますけれども、寄附を公的に募るといことはなかなか難しいのでございますけれども、今回については特に教育委員会で学校に喜ばれる形で使っていただきたいという寄附をいただいたものですから、PTAとか学校の行事等で、学校のほうでこういうものが欲しいというような話は、保護者、PTA等をご存じかもしれませんけれども、一般の方というのはなかなかご存じないところもあるかもしれませんが、PRするというにもなりませんので、そういうことがあればお話をさせていただきたいなと思いますけれども。

○委員長 辻 勲君 多比良和伸委員。

○多比良和伸委員 大変勉強不足で申しわけないのですが、例えば今後、網戸が今回終わりました。あと計画されているものというのは、何か見れば載っているのでしょうか。

○委員長 辻 勲君 学務課長。

○学務課長 大西俊光君 基本的には第6期計画のほうで学校の修理、修繕、営繕というものについては基本的なものは載ってございます。

○委員長 辻 勲君 多比良和伸委員。

○多比良和伸委員 例え網戸とかそういう具体的に載っているということなのですか。

○委員長 辻 勲君 学務課長。

○学務課長 大西俊光君 細かに具体的なということではございませんけれども、ただ暖房機の改修ですとか大きなものについては具体的には載せていると。何年にどこの学校の暖房機というような形で載せさせていただいております。

○委員長 辻 勲君 多比良和伸委員。

○多比良和伸委員 関係なかったらとめてください。ちなみに、細かいものでいえばあとどんな要望があるのか今の段階で把握されているものというはあるのでしょうか。

○委員長 辻 勲君 ちょっと外れていますね、網戸から。

一ノ瀬弘昭委員。

○一ノ瀬弘昭委員 私もこの網戸の関係でお伺いしたいのですが、お聞きしたいのは、小学校、中学校と共通しているので小学校の部分で全然いいのですが、全国的に学校の教室等々に網戸をつけるということに難色を示しているところも結構あるのです。というのは、子供たちが2階、3階に網戸がついていて、寄りかかって例えば落下したと

かという事故が過去のにも何かあるらしく、つけるなら1階のみみたいなような形なのですけれども、恐らくは私の調べたところによると一般家庭、そういった事故も含めて一般家庭のような寄りかかったりするとたわんで外れてしまうみたいなものではなくて、簡易的なアルミからちょっとかたいようなジュラルミンみたいなようなものに材質を変えて、少々の寄りかかたりとかそういうのでは外れないような対策品が出てきているみたいなのですけれども、その辺の安全対策というか、安全管理的なものはどのようになっていますか。

○委員長 辻 勲君 学務課長。

○学務課長 大西俊光君 申しわけありませんが、詳細については、物については見積もりはとっておりますけれども、安全対策等ということで改めては聞いてはございませんけれども、公的な施設で、ましてや学校でございますので、そちらのほうの安全面はクリアできているものが設置されるということで考えておりますけれども。

○委員長 辻 勲君 一ノ瀬弘昭委員。

○一ノ瀬弘昭委員 前々から学校暑いということで網戸をつけてほしいという要望は結構あったやに聞いておりますし、私も過去のにはこういった提案もさせていただいたこともあるので、すごく喜ばしいことだというふうに思いますので、改めてその設置に当たってはそういった安全面がどうなっているのかということ気を配っていただいて、設置していただければと思います。ありがとうございます。

○委員長 辻 勲君 他に発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

同じく第3項中学校費、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

続きまして、30ページ、第12款諸支出金、第2項特別会計繰出金、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

続いて、4ページ、第2表、地方債補正について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

続いて、歳入に入ります。8ページから16ページまで、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第1号を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第2号 平成26年度砂川市介護保険特別会計補正予算の審査に入ります。

これより質疑に入ります。

歳入歳出一括して質疑ありませんか。

小黒弘委員。

○小黒 弘委員 認知症の初期集中支援という事業なのですけれども、とてもいいことだと思いはするのですけれども、先ほどの提案説明の中で大体の体制というのもわかっているのですけれども、認知症の初期をいかに対応していくかということではもちろんあると思うのですけれども、これを行っていった結果、つまり次のステップというのがどうしても必要になってくると思うのです。そのときに砂川には認知症の物忘れ外来というのがあって、非常にいい動き方がされているのですが、実は相当ここにかかるのには待つのです。当然認知症の初期の支援チームによって認知症の初期というようなことになっていったときには、この市立病院の物忘れ外来に入ってというか、受診をして、きちっと診てもらうという形になってくると思うのですけれども、今で大体早くても4カ月ぐらいはかかってしまっていると思うのです。物忘れ外来に初診で受ける場合です。こういうことというのは、そのチームができて、初期をいかに乗り越えていくかという、このもの自体はすごくいいと思うのですけれども、それから先のこともある程度きちっと考えていかないとまずいなというふうに思うのですけれども、その辺のところはこの事業をやるに当たってどういうふうな考え方で取り組もうと思われているのでしょうか。

○委員長 辻 勲君 介護福祉課長。

○介護福祉課長 中村一久君 こちらの事業につきましては、地域支援事業の中で取り組むということで、チーム員が地域包括支援センターの介護職と認知症疾患医療センターの看護師と、あと物忘れ外来の医師、専門医というこの3職種がチームを組んで初期の段階で集中的に包括的に支援していこうということなのですが、初期の段階の高齢者の方を把握して、すぐチームにつなげる。チームが訪問を主体として、介護職と医療職セットで訪問して、その高齢者の方の生活状況であるとか健康状態を把握して、今度はチーム員会議ということで、その3職種プラス市であったり、包括本体であったりというところのチーム員会議を開いて、その高齢者の方について専門医のアドバイスを聞きながら、その後の対応というふうになっていく予定でございます。その中で、緊急性を要するというような場合であれば、私が今認知症疾患医療センターとお話ししているところでは、先ほど委員さんおっしゃったように4カ月というのは、今はもうちょっと短縮されているというふうに聞いておりますので、3週間なり、4週間なり、初診までお時間がかかるのかどうかちょっと今のところはっきりとどのぐらいの期間というのはお話しできないのですけれども、緊急性を有するのであれば、そこは専門医の判断で受診にすぐつなげなければならないの

であればそのような対応をしていただくようなことになろうかというふうには考えております。

○委員長 辻 勲君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 認知症というのは初期に発見をして、うまく治療をすればそれ以上進んでいけないというような、最近はそのいうふうに言われていますし、今物忘れ外来の医師もチームの一人ということになっているので、多分内海先生なのだろうと思うのですが、そのチームの時点で、そこでつまり認知症という形の診断を下してもらえれば、まさにそこから介護なり、いろいろな形がとっていけますよね。本当に近いところの例でいくと、その物忘れ外来になかなか受診ができないので、よその違うお医者さんに行って、そこから紹介状をもらって、物忘れ外来にしばらく待って行ったという事例もあるのです。その間というのは非常に家族も困って、まさに初期だったのですけれども、そういうことがこれによって、まさにスタッフの一人として医師も入っていらっしゃるので、そこら辺がうまくクリアされていくというふうに考えていいのかどうか。

○委員長 辻 勲君 介護福祉課長。

○介護福祉課長 中村一久君 初期の段階で発見された高齢者、チームつなげて、初回の訪問からある一定期間内にチーム員会議を開いて、専門医のアドバイスを聞きながら対応していくということになります。また、長く待つということでもありますが、その中で介護職の職員もチームに入っているわけなので、その方、または家族の介護の仕方であるとか生活の状況もサポートしていけると。医療と生活と両方を包括的にサポートしていくことができる仕組みというふうになっておりますので、家族の介護が大変だということであれば、それは包括の職員の介護職の人間、または包括本体がその受診につながるまでの間の支援を、つながった後も一定の期間内は集中的にサポートしていく、自立をサポートしていくわけですので、そこら辺のところは生活、医療と両方サポートしていけるというふうに考えております。

○委員長 辻 勲君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 質問と答弁がちょっとだけずれているなというふうに思うのは、介護をするにしても、介護保険を認定していくにしても医師のきちとした判断というのが必要だと思うのです。今お話ししたのは、そういう要請があった、チームが行った、そこには物忘れ外来の医師もいる。そこで診断が確定されていく可能性が早くなっていくというふうに考えていいのかということなのですから。

○委員長 辻 勲君 市民部長。

○市民部長 高橋 豊君 それでは、私のほうからご答弁申し上げたいと思いますが、まずこのチームの場合は介護福祉士と看護師が訪問すると。医師のほうは、その報告を受けて、チームの中でサポートをしていくということになりますので、その時点で診断を確定するというのは、これは難しいかと思えます。ただ、今ご心配のように初期で、それを



食いとめるためにはやはり物忘れ外来にかかって、きちんとした処方を得て、それに合った薬をいただくと、これがやっぱり一番早いです。ですから、そこにつなげるまでに今までですともっと進んでいたわけです。これを早い段階で見つけて、早く物忘れ外来につなぐと。きちんとした対応をとっていただくというのがまず1つです。

それから、今回これが初めて砂川で行いますから、ですから実際にその段階、段階で物忘れ外来につなげるまでに何かいい処方があるのか、これは医師の判断に、これは診断ではなくて判断になりますけれども、これが事例として積み重ねるとその初期の段階での確かなことをすることによって余り進まない間に物忘れ外来につなぐと。これができるかどうかというのはやはり幾つかの事例を見ていってということになりますから、今ご心配されている部分はこれから始まるここでサポート体制がどれだけ組めるか、それと市立病院の医師のほうはかなりこの認知症の専門でございますから、在宅のときにどういう手法をとればできるのかということも、これはこれからその症状によって判断していくということになっていくかと思えます。

○委員長 辻 勲君 市立病院医事課長。

○医事課長 朝日紀博君 今認知症の診断が早くなるのかという関係のご質問だったかと思えますけれども、そもそも物忘れ外来というのは病診連携を軸としてスタートしております。それで、先ほど委員さん言われたように個人病院の先生にかかって、そこから紹介を受けて物忘れ外来に来ると。そういうふうにありますと、結構道内も遠くのほうからもいろいろ患者さんが集まってきました、それで待ち時間というのですか、期間がちょっとかかってしまうというようなことがございました。それで、大体診断するのに3回ぐらいの受診を今まで必要としていまして、その間にMRIを撮ったりとか、脳外科、あと神経内科の先生方と共同で診療したりということもありましたので、遠くの方は今入院してもらって鑑別診断をするようにしていますし、待ち時間、要は受診までの期間を少しでも短くできるような体制を今とっているところでございます。

○委員長 辻 勲君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 では、今3カ月だ、4カ月だということではなくなっているということでもあるのでしょうし、さらにお医者さんも一緒にということなので、相当安心感はこれで広がっていく。結果的には初期であろうとやっぱり認知症という判断を下されない限りは、診断を受けない限りは介護認定という形にはつながっていかないのだろうと思うのですけれども、その期間も相当短くなると考えてもよろしいということですか。

○委員長 辻 勲君 市民部長。

○市民部長 高橋 豊君 今回の初期支援チームで実際に、例えばここで先に行った方と同じ症状で病院外来訪れる方と大差があるかどうかというのは、これは少しやってみなければわからない。ただし、初期の段階で今まではなかなか出てこなかったのです。これを今の見守りの中で、地域の中で少し心配だという方を拾い上げて、そこに伺いましょうと。

ですから、出てきてそれからではなくて、そこに伺ってみましょうということですので、つまり早く発見できる可能性がこれで非常に高まっていますので、早く発見できればつながる期間は短くなるということをご理解をいただきたいというふうに思います。

○委員長 辻 勲君 他に発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第2号を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

#### ◎散会宣告

○委員長 辻 勲君 以上で本委員会に付託されました議案第3号、第12号、第4号から第11号まで、第1号及び第2号の各議案の審査を全て終了いたしました。

これで予算審査特別委員会を散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

散会 午後 3時40分

委 員 長